

【様式1】

学生支援緊急給付金申請書

独立行政法人
日本学生支援機構理事長 殿

私は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の学生支援緊急給付金を申請します。
私が現在、機構の奨学生である場合は、機構が保有する私の口座情報を学生支援緊急給付金の振込先情報として利用することに同意します。

1. 基本情報

		提出年月日	2020年 ○ 月 ○ 日	
所属する学校名		徳島大学		
学生番号		○○○○○○○○○○		
氏名	カナ（姓）	トクシマ	カナ（名）	タロウ
	漢字（姓）	徳 島	漢字（名）	太 郎
生年月日（和暦）		昭和・平成 ○年○月○日生	電話番号	○○○-○○○-○○○
機構の奨学生番号 ※機構の奨学生のみ記入ください。		○ ○ ○ — ○ ○ — ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		

2. 振込先情報

※ **機構の奨学生は記入不要です。**ただし、機構の奨学生であっても機構に登録している口座が解約済であるなどの理由により、学生支援緊急給付金の受取りに支障がある場合は記入してください（機構の奨学金の登録口座については、別途、変更の届出が必要です）。

口座名義（カナ氏名） ※通帳記載の口座名義人を記入	トクシマ タロウ
------------------------------	----------

（ゆうちょ銀行以外の金融機関）

金融機関名・支店名	○ ○ 銀行 信用金庫 農 協 ○ ○ 支店 営業所 出張所
金融機関コード	○ ○ ○ ○ 店舗コード ○ ○ ○
預金種別	普通預金
口座番号 ※右詰で記入	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

（ゆうちょ銀行）

ゆうちょ銀行	記号								
	番号								

機構の奨学生は記入不要！

3. 申し送り事項

- ※ 証明書の提出が困難な理由や多子世帯、ひとり親世帯等であることなど、大学等に申し送りすることがあれば記入ください。なお、こちらに質問などを記載しても返信致しません。
- ※ 大学等1年生で予定していたアルバイトがなくなった場合等は、そのような事情を記入ください。

「多子世帯（就学者及び就学前の子が3人以上いる世帯）」、「ひとり親世帯」、「住民税非課税世帯」の方は必ず記載してください。

「②原則として自宅外で生活していること」について、自宅生で家族から学費等の支援を受けておらず、経済的に自立している場合は、その状況を詳細に記載してください。

「④家庭（両親のいずれか）の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できないこと」について、「コロナ感染症対策に係る他の公的支援措置を受けている場合の受給証明書等」の提出が難しい場合は、家庭の収入状況から追加的支援が期待できないことを記載してください。

「⑤新型コロナウイルス感染症の影響で（1月以降の）アルバイト収入が大幅に減少（前月比50%以上）していること」について、給与明細、預金口座の写しの提出が難しい場合は、その理由を記載してください。

（例：アルバイトの給与明細を紛失してしまい証明書を発行してもらおうと思ったが、アルバイト先が新型コロナウイルスの影響で廃業したため、証明書類を提出することができない。）

その他家庭状況等について、申し送り事項がありましたら、必ず記載してください。

4. 添付書類

- ※ 該当書類の「チェック」欄に「○」を記入してください。該当がない場合は、添付する書類名を記載のうえ、「チェック」欄に「○」を記入してください。

チェック	書類名
<input type="radio"/>	預貯金通帳の写し（任意）※任意となっていますが可能な限り提出をお願いします。
<input type="radio"/>	アパート等の賃貸契約書の写し（自宅外生のみ）
	新型コロナウイルス感染症対策に係る公的支援を受けている受給証明書等（提出可能な場合）
<input type="radio"/>	アルバイト先からの給与明細（減額前、減額後）（任意） ※任意となっていますが提出をお願いします。提出できない場合は上記申し送り事項にその理由を記載してください。
<input type="radio"/>	奨学生証又は住民税非課税証明書（提出可能な場合）
	その他（ ）

ご記入いただいた情報は、機構の学生支援緊急給付金のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報が、文部科学省、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複支給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

※日本学生支援機構の給付奨学生（新制度Ⅰ区分）以外で、非課税世帯に該当する場合には、住民税非課税証明書（本人及び生計維持者分）を必ず提出してください。

（注：「生計維持者」とは、原則父母であり、父母ともにいない場合は学費や生活費を負担する人。）

※奨学生の方は、「奨学生証（写）」を提出してください。